

議案第 33 号

三宅町企業立地促進のための事業協力促進条例の制定について

三宅町企業立地促進のための事業協力促進条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 6 月 12 日提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町企業立地のための事業協力促進条例

(趣旨)

第1条 この条例は、町内における企業立地のための事業協力に対する支援に関し必要な事項を定めることにより、優良な企業の立地及び町民の雇用機会の拡大を図り、もって地域の発展及び町民生活の利便性の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定地域 本町に属する区域のうち、次に掲げる地域をいう。
 - ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域
 - イ 都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域。ただし、法令等により事業所の設置が認められる場合に限る。
- (2) 工業 三宅町企業立地促進条例第2条第1項第2号の規定に該当するものをいう。
- (3) 商業等 三宅町商業施設等立地促進条例第2条第1項第2号の規定に該当するものをいう。
- (4) 事業所 工業及び商業等が事業の用に供する施設及びこれに附帯する施設をいう。
- (5) 一団の土地 一体として利用可能なひとまとまりの土地のことをいう。

(奨励措置)

第3条 町長は、予算の範囲内において、交付対象者に対し当該各号に定める奨励措置を講ずることができる。

- (1) 土地売却協力奨励金
- (2) 土地貸付協力奨励金

2 前項に規定する奨励金の交付額、交付基準及び交付時期については、規則で定める。

(奨励措置を受けることができる交付対象者の要件)

第4条 前条第1項に定める奨励措置を受けることができる交付対象者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 町税等に滞納がないこと。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(奨励措置を受けることができる対象事業の要件)

第5条 奨励金は、交付対象者が指定地域内に立地をしようとする工業及び商業等に対して行う当該土地の売却、商業等に対して行う当該土地の貸付けで次の各号に掲げる要件を満たすもの(以下「交付対象事業」という。)に交付するものとする。

- (1) 工業及び商業等への土地の売却にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 売却する一団の土地の面積が900平方メートル以上であること。ただし、医療、福祉は500平方メートル以上とする。

イ 売却した年の1月1日において、交付対象者が継続して5年を越える期間所有していたこと。
ただし、相続により土地を取得した場合は、被相続人の所有期間を含めることができるものとする。

ウ 公共事業に伴う譲渡所得の特別控除の対象となっていない土地であること。

(2) 商業等への土地の貸付けにあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 貸付ける一団の土地の面積が900平方メートル以上であること。ただし、医療、福祉は500平方メートル以上とする。

イ 商業等が、貸付けを受けて事業所として使用する期間が継続して10年以上であること。

(3) この条例の施行日以降に土地の売却又は貸付けの契約を締結したものであること。

(交付の申請及び決定)

第6条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者は、規則で定めるところにより、町長に交付の申請をしなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、申請者に対して、奨励金交付の可否を決定するものとする。

(承継)

第7条 相続、合併又は分割により、被交付決定者から交付対象事業を承継しようとするものは、町長の承認を得て、当該被交付決定者としての地位を承継することができる。

(奨励措置の取消し等)

第8条 町長は、奨励金の交付を受け、又は受けようとする交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 当該事業を廃止し、若しくは休止したとき、又はこれらの状況にあると認められるとき。
- (2) 町税等を滞納したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により奨励措置を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) その他この条例又は規則に違反する行為があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が奨励金を交付することが適当ないと認めたとき。

(報告及び立入調査)

第9条 町長は、特に必要があると認めたときは、第3条第1項に規定する奨励措置を受け、又は受けようとする交付対象者に対して必要な報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。